(六)　得票総数　小選挙区選挙　一一、九一六、八四九・二七四票
比例代表選挙　九、七七五、九九一　票
平成二十五年七月二十一日執行通常選挙　比例代表選挙　七、一三四、二一五・〇三八票
選挙区選挙　八、六四六、三七一・五七〇票
平成二十二年七月十一日執行通常選挙　比例代表選挙　一八、四五〇、一三九・〇五九票
選挙区選挙　二二、七五六、〇〇〇・三四二票

(九)　支部の数　四八九　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　四八九

(一〇)　政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成八年九月十七日

(一一)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成八年九月二十日

(一二)　政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　平成二十七年一月十五日

○総務省告示第百二十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

	届出年月日	平成二十八年一月十八日
一　維新の党		
(一)　合併解散政党の名称	合併解散政党が直近の届出をした年月日	合併解散政党が解散した年月日
結いの党	平成二十六年一月七日	平成二十六年九月二十一日
二　日本のこころを大切にする党	届出年月日	平成二十八年一月十八日
(一)　合併解散政党の名称	合併解散政党が直近の届出をした年月日	合併解散政党が解散した年月日
太陽の党	平成二十七年一月十六日	平成二十七年四月三十日
(二)　合併解散政党の得票総数		
太陽の党		
平成二十二年七月十一日執行通常選挙　比例代表選挙	一、二三二、二〇七・三三六票	
選挙区選挙	三二八、四七五　票	

○文部科学省告示第六十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月二十九日

文部科学大臣　馳　浩

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
月梅図	平成二十八年三月二十九日	平成二十八年四月四日から同年六月十三日まで	株式会社日本経済新聞社文化事業局 局長　小松　潔 東京都千代田区大手町一―三―七	東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 平成二十八年四月二十二日から同年五月二十四日まで
			東京都美術館 館長　真室　佳武 東京都台東区上野公園八―三十六	
			日本放送協会事業センター 事業センター長　小野　昭一 東京都渋谷区神南二―二―一	
			株式会社ＮＨＫプロモーション 取締役展博事業本部長　畠山　経彦 東京都渋谷区神山町五―五　ＮＲビル	